

都市整備計画

① 土地利用計画

今後の利用に係る基本方針

① 地域整備施策の推進

- ▽各地域の自然的、社会的、経済的特性を活かした地域整備。
- ▽大館能代空港や日本海沿岸東北自動車道の建設を見据えながら、幹線道路網の整備、及び各種公共施設の適切な配置を推進。

② 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保

- ▽文化財、名勝、史跡の継承を目的とし、周辺地域を含めた保全を推進。
- ▽オープンスペースとしての緑地の保全による、良好な生活環境、都市景観を確保。
- ▽保安林、治山治水、急傾斜地崩壊危険区域等の土地利用を規制する区域の指定と、周辺部への慎重な配慮。周辺自然環境に配慮した河川、道路の整備。
- ▽周辺の緑地化、住工混在の解消を基本とした、適地への工場立地を誘導。

③ 土地利用転換の適正化

- ▽農用地は、農業経営等への影響に留意し、無秩序な転換の抑制

と優良農地の確保を推進。中心市街地は、自然環境、農業との調和を図りながら、都市的土地利用をコンパクトな形で推進。森林、原野は、生産性、安全性、環境保全を十分考慮。

▽住宅地の造成で、市街地周辺部ではできるだけ区画整理方式を活用。新市街地の開発では農用地、森林等との調整の中で道路等公共施設の整備を行う。農村部の住宅地開発は、総合的な農村環境整備との関連を十分考慮。

④ 土地の有効利用の促進

▽限りある土地の有効利用を図るためは、他目的からの転換を求め、極力現状の利用区分内での高度利用に努める。

▽市街化の進行する地域は、土地区画整理事業等の面的開発事業による生活基盤整備を実施。

▽中心市街地では、再開発事業等を促進しながら、防災性の向上とゆとりある生活環境を確保。

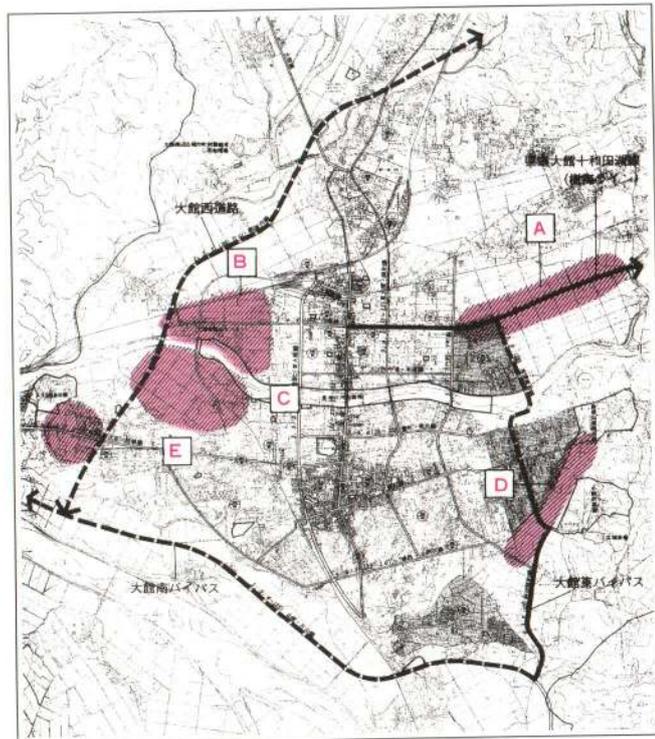
▽森林は、木材生産機能及び公益的機能の増進を目的として、森林資源の整備を計画的に推進。

具体的施策

① 規制対象外地域における適正な土地利用の促進

▽都市計画区域内の用途指定されていない区域のうち、積極的な宅地開発が予想される場所は、開発許可制度の適切かつ効率的運用による、適正な土地利用転換を促進。(図中A～Dの部分)

▽用途地域内でも急速な土地利用転換が見込まれる場所については、適正な形での土地利用に積極的に誘導。(図中Eの部分)



▲適正な土地利用に誘導すべきエリア

② 中心市街地の適正利用の促進

▽用途地域に指定される地域は、用途地域の細分化と併せ、見直しを行い、都市機能の適正な配置と高度利用を促進。

▽駅前から大町地区に至る南北の軸、及び大町地区から国道7号に沿って大館西道路の南IC周

③ 農業振興地域農用地の保全

▽農業振興地域は、優良農用地と自然景観を確保するため、市街地の無秩序な拡大を回避し、その保全に努める。

④ 工場の適正立地の促進

▽都市的土地利用と農林業的土地利用の明確化、及び住工混在の解消を積極的に推進。

▽二井田地区の既設の工業団地に隣接する形で、大館能代空港の臨空型工業団地群を形成するべく、「県営大館第二工業団地」の早期整備、実現を積極的に働きかける。また、既設の工業団地に隣接する形で、「市営花園第二工業団地」の早期整備を積極的に推進。

⑤ 商業核の形成

▽中心市街地の活性化と新しい商業集積地の形成及びそれらの共存を目的として、それぞれの土地の適正活用・高度利用を通じた計画的「商業核」の形成により、相互の競合関係の中で大館市全体の商業の自立を図る。

⑥ 土地利用における防災面での積極的対応

a. 防災対策強化の推進
▽自然災害から市民の生命と財産を守るとともに、公害を未然に防止するため、防災に関する計画を積極的に推進。

▽危険地が集中する防災性の強化が求められる地域は、市民にその周知を図る一方で、今後の開発行為等に対してより積極的な規制措置を講じる。